



健康でしあわせな生活を送ることはすべての人の願いです。しかし、人は誰でも病気になったり、ケガをしたりすることがあります。

このようなとき、安心して医療が受けられるよう加入者が、ふだんから保険税を出し合ってお互いに助け合う制度が、国民健康保険(国保)です。

国保では加入者が医療費の一部を負担するだけで、病気やケガの治療を受けることができます。

また、草津町では、人間ドックや脳ドックの助成など病気を予防するための事業も実施しています。

草津町内にお住まいの方で、職場の健康保険等に加入していない人は、すべて国保に加入しなければならないことになっています。

◇ 例えば、次の様な方は加入しなければなりません。

- ・ お店などを経営している自営業の方
- ・ 農業などを営んでいる方
- ・ 職場の健康保険などに加入していない方
- ・ 職場の健康保険などに加入している方の扶養から外れた方
- ・ 退職して職場の健康保険などをやめた方
- ・ 外国人で3ヶ月以上在留する方

<国保に加入するとき>

- ・ 他の市町村から転入したとき
(職場の健康保険に加入していない場合)
- ・ 職場の健康保険などをやめたとき
- ・ 子供が生まれたとき
- ・ 生活保護を受けなくなったとき

<国保をやめるとき>

- ・ 他の市町村に転出したとき
- ・ 職場の健康保険に加入したとき
- ・ 死亡したとき
- ・ 生活保護を受けはじめたとき

14日以内に届出を!

加入の届出が遅れると……

保険税は加入の届出をした日からではなく、資格を得た月の分から納めることとなりますので、届出が遅れると遡って保険税を納めることとなります。

やめる届出が遅れると……

保険証が手元にあるため、うっかりそれを使ってお医者さんにかかってしまった場合は、国保が負担した医療費はあとで返していただくこととなります。

そのほか、町内で住所が変わった場合、世帯主が変わった場合や世帯が分かれたり、一緒になった場合などにも手続きが必要となります。

任意継続被保険者とは

「任意継続被保険者」とは、会社を辞めるときに加入していた健康保険組合の加入を自分の意志で継続した健康保険の加入者のことをいいます。

任意継続の条件としては、会社を辞める前に2カ月以上その会社の健康保険組合に加入していた方に適用され、保険料を全額本人が負担します。また、健康保険料は通常会社と個人が折半で負担しているので、単純に言えば保険料は2倍になりますが、退職から最大2年間継続され、新しく入社した会社等で別の健康保険に加入するまで継続されます。

会社を辞めた場合、国民健康保険に加入する方法もありますが、任意継続として今の社会保険を継続することもできます。国民健康保険税と比較して保険料の安い方を選択してください。なお、**手続きは、会社退職日の翌日から20日以内に「健康保険任意継続被保険者資格取得届」と必要書類を住所地の協会けんぽに提出することで加入できます。詳しくは協会けんぽ 群馬支部までお問い合わせ下さい。(住所地の事務所:協会けんぽ群馬支部 電話 027-219-2102)**

退職者医療制度とは

会社などを退職して、国民健康保険に加入した方で厚生年金や共済年金を受けられるようになった方(60歳から64歳まで)は、「退職者医療制度」によりお医者さんにかかることになります。

<対象となる方>

- ① 国保に加入している方
- ② 60歳から64歳までの方で、厚生年金や共済年金などを受給されている方
- ③ 厚生年金や各共済組合などの年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上若しくは40歳以降10年以上ある方
- ④ 退職者医療制度の該当者本人の配偶者と被扶養者

<年金証書を受け取ったら届出を！>

年金証書を受け取ったら14日以内に役場 住民課窓口にて手続きを行ってください。お手持ちの被保険者証に替えて、「国民健康保険退職被保険者証」を交付します。 ※保険証に (退) と印字されます。



— お問い合わせ先 —

草津町役場 愛町部 住民課 国民健康保険係
代表 TEL 0279-88-0001(内線214)
直通 TEL 0279-88-7192